

## 個別課題について (生活保護制度関係)

No.	個別課題名	課題の趣旨目的	想定される事業内容（具体的内容、手法、成果物及び活用方法）	上限額
1	今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減に関する調査研究事業	生活保護制度に関する国と地方の協議において、ケースワーク業務の在り方、事務負担の軽減等について総合的に検討していく必要があるとされており、また、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、ケースワーク業務の外部委託については、「現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされており、本件閣議決定を踏まえ、今後の福祉事務所における生活保護業務の業務負担軽減を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減に関する手法や論点について、先行調査事業・文献等での検討、地方自治体等へのヒアリングや、政策動向、法制度や行政環境などの調査を行い、整理・分析すること。</p> <p>② ①で把握した内容につき、具体的な実践に移すための課題について、整理・分析すること。その際、有識者による検討会を開催し、生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減に資する方策について検討すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書にまとめること。 報告書の内容については、今後の生活保護受給者への効果的な支援(質の向上)とケースワーカーの負担軽減の在り方に関する検討の基礎資料として活用できるものとする。</p>	1,500万円
2	医療扶助のオンライン資格確認システムの導入を踏まえ、要否意見書の電子化に向けた具体的な方策についての調査研究事業	医療扶助のオンライン資格確認の導入は、これまで医療券・調剤券など紙ベースで行われていた事務について、主に効率化や負担の軽減を目的としているが、同様に医療扶助における事務における「要否意見書」についても、非効率であり電子化すべきとの指摘があることから、オンライン資格確認の導入を踏まえ、各福祉事務所や医療機関等の事務負担の軽減や効率化等の観点から、要否意見書の電子化に向けた具体的な方策について調査研究を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①医療扶助の事務における、要否意見書の運用について、実態や課題等を整理すること。</p> <p>②①を踏まえ、要否意見書に係る事務の電子化(オンライン化、電子メールにおける方法など)に向け、実現可能で、効率的な策について、複数の具体的な方策案を検討すること。その際、それぞれのメリットデメリットについても整理すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記の調査研究結果について、報告書にまとめること。 なお、報告書の内容にあたっては、現在、原則紙ベースでやり取りが行われている要否意見書について、電子化を前提とした検討を進めるにあたり、国及び各実施機関において活用可能な基礎資料として活用できるものとする。</p>	1,500万円
3	医療扶助の更なるガバナンス強化のため、保健医療施策全般との連携に関する調査研究	<p>医療扶助について、更なるガバナンス強化の指摘があるが、こうした指摘に対しては、地域における保健医療施策と連携して取り組んで行く事が重要である。</p> <p>こうした中、医療保険のデータヘルスを参考に、被保護者健康管理支援事業が施行されたところであり、この取組を機に、各自治体における保健医療施策全般との連携を強化しながら、医療扶助の更なるガバナンスの強化のありかたについて検討する。</p> <p>このことから、今般、全国の健康管理支援事業の施行状況を調査分析することを通じ、保健医療施策全般との連携した取組について、好事例の把握や課題整理を行い、今後の医療扶助の更なるガバナンス強化に向けた調査研究を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①各自治体の、「被保護者健康管理支援事業」の施行状況を調査し、保健医療施策全般との連携の好事例や課題を把握し整理すること。</p> <p>②①を踏まえ、医療扶助のガバナンス強化の為に、よりよい連携・協働のあり方を検討するとともに、全国への横展開の方策や、制度見直しの方向性についても検討すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記の調査研究結果について、報告書にまとめること。 なお、報告書の内容にあたっては、医療扶助の更なるガバナンス強化策を検討するための参考資料とし、全国的な横展開や必要な制度見直しに向けた検討資料として活用できるものとする。</p>	1,500万円

4	日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査	日常生活支援住居施設においては、令和2年10月から日常生活支援住居施設への委託事務が開始され、生活支援提供責任者により利用者ごとに個別支援計画を作成することが義務づけられている。個別支援計画については、制度開始後間もないこともあり、作成手法や作成内容についての知見が不足している状況にある。そのため、入所判定の手法、アセスメントから個別支援計画の作成にいたるプロセスを含め、各地で行われている作成事例を収集し、優良事例の横展開を行う。また、作成過程における福祉事務所の関与についてもあわせて実態の調査を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活支援住居施設における個別支援計画の作成実態、具体的な作成内容の実態調査。</li> <li>・個別支援計画作成の基礎情報となるアセスメントの手法及び内容、福事務所における入所委託にあたっての判断基準、入所判定ツールの活用状況、これらの情報と個別支援計画の関連性の把握。</li> <li>・入所判定ツールについては、個別支援計画との関連性及び課題の把握を行う。</li> </ul> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の実態調査を報告書にとりまとめる。</li> <li>・収集された個別支援計画のうち優良な事例について横展開を図る、また、国における全国研修会での活用を図る。</li> </ul>	1,000万円
5	生活困窮者及び被保護者に係る就労支援事業及び家計改善事業等の協働実施に向けた調査研究事業	生活保護制度の5年度の見直しに向けて、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度のそれぞれの制度で運用されている就労支援事業や家計改善事業等の仕組みについて効率的・効果的な実施に向けた検討を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業、家計改善事業等の生活困窮者と被保護者への支援に関する一体的・効率的な取組の事例収集。</li> <li>・自治体の事務担当者による事務の業務実態・効率的な事務の実施に向けた整理・研究。</li> <li>・法制度上、予算上の枠組みの整理・研究。</li> </ul> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の実態調査や研究結果について報告書にとりまとめる。また、生活保護制度の5年後の見直しに向けた検討材料とする。</li> </ul>	1,500万円

(生活困窮者自立支援制度・ひきこもり支援関係)

6	生活困窮者に対する家計改善支援の効果的な実施のための映像教材等に関する研究事業	新型コロナウイルス感染症の影響により家計改善支援に関するニーズが高まる中、支援をより効果的に実施するために用いる各種帳票の活用方法等をまとめた映像教材等の開発を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>○生活困窮者家計改善支援事業・被保護者家計改善支援事業において、支援のツールとして重要な役割を果たす各種帳票の作成方法や留意点等をまとめた映像教材等を作成する。</p> <p>○映像教材は、すべての帳票の作成方法を解説する教材とするが、なかでも、支援現場において必要性が高いものの作成方法が分からないとの指摘が多い、キャッシュフロー表やライフイベント表の作成方法を中心に解説する教材とする。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>○映像教材と映像教材の手引きを作成。</p> <p>○開発した映像教材を、全国の自治体及び家計改善支援の実施機関へ共有することで、全国で質の高い支援を提供することにつなげる。</p>	1,000万円
7	一時生活支援事業等における総合的な居住支援の在り方に関する調査研究事業	一時生活支援事業及び平成30年法改正で拡充した地域居住支援事業等の居住支援の広がりが限定的であるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により住まいに不安を抱えている方の増加等を受け、総合的な居住支援事業の実施が求められている。そのため、実施主体である自治体の事業への参加拡大、事業の一端を担う支援団体等の一層の活用を目的として、総合的な居住支援の在り方について調査研究を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>○国の補助等により実施している地域居住支援事業、生活困窮者等の住まい対策事業(令和2年度第二次補正予算、令和3年度当初予算)その他の事業の居住支援の実態や課題について自治体へ調査するほか、サブリースなど民間団体等で実施されている様々な支援事業について、効果や経費負担、持続可能性等についてアンケート及びヒアリング調査を行う。</p> <p>○上記調査を踏まえ、一時生活支援事業その他の居住支援において取り組まれるべき又は連携を進めるべき事業を有識者により検討を行い、総合的な居住支援としての一時生活支援事業の在り方を調査研究する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>○総合的な居住支援の在り方について調査報告書としてとりまとめ、自治体へ周知すること等により事業の実施において活用するほか、令和5年に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しにあたって、一時生活支援事業等の居住支援の制度見直しの検討材料として活用する。</p>	1,000万円

8	多様な就労支援の確保のための労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々がシフト減・離職等により、就労支援を必要とする状況となっている。自立相談支援機関の労働施策との連携についてはハローワークにおける「生活保護受給者等就労自立促進事業」が中心であり、年々、支援実績が伸びている一方、取り組みが進んでいない自治体もある状況であり、好事例や課題を調査・分析する。併せて本人や地域のニーズに応じた無料職業紹介等を行う自治体の事例を調査する。</p> <p>これらにより得られた成果を自治体に共有、施策に反映すること等により、自立相談支援機関の就労支援機能の強化・多様性の確保を図る。</p>	<p>1 具体的内容・手法</p> <p>① 自治体や自立相談支援機関における就労支援(ハローワークへの支援要請の前に行っている就労支援)の取組状況及びハローワーク(生活保護受給者等就労自立促進事業)との連携状況について、自治体担当者(就労支援員を含む)(委託事業者)、ハローワークの就職支援ナビゲーター等にアンケート調査を行い、好事例、課題を整理分析</p> <p>② 自治体担当者(委託事業者)に無料職業紹介(自立相談支援機関で行っているものを中心に)や就職氷河期PFなど労働施策との連携等に関するアンケートを行い、支援ニーズや取組事例、自治体内での連携体制等を調査・分析。</p> <p>・上記調査を踏まえ、自立相談支援機関において取り組まれるべき就労支援のあり方又は連携を進めるべき事業を有識者により検討・整理を行う。なお、生保事業の支援対象となる生活困窮者について、ハローワークに支援要請を行う前に取り組まれるべき就労支援を含め検討する。</p> <p>2 成果物及び活用方法</p> <p>支援ニーズや支援事例の分析、生保事業や無料職業紹介等を活用した就労支援体制についてわかりやすくまとめたリーフレット、動画、マニュアル等の作成、それらの自治体への提供。</p>	1,000万円
9	新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、自営業、フリーランス、外国人、若者、学生など、多様な潜在的ニーズが顕在化している。さらに、特例貸付や住居確保給付金の支給が終了した方に対して、どのような支援を行っていくべきか、本人や世帯に寄り添いながら、様々な事業や地域の資源の連携を図り、本人や世帯の生活を支えていく方策を検討する必要がある。</p> <p>コロナ下での支援実態把握、振り返りを行った上で、生活保護制度を含む生活困窮者支援の今後のあり方を考えて行く必要がある。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響下における自立相談支援機関、福祉事務所等における支援状況・実態を把握するため、自治体職員、相談事業所、本人に対するアンケート調査(全国自治体)やヒアリング調査(抽出)を実施する。</p> <p>○アンケート調査やヒアリング結果等をもとに、有識者や支援者等による検討会を開催し、今後の生活に困窮する方に対する支援のあり方(短期、中長期双方の観点から)について広く議論、整理を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>○新型コロナウイルスの影響下における支援ニーズや支援の実態について、アンケートやヒアリング等の内容を集約・分析し、その結果を報告書として公表することで、自治体や支援団体等の実践に役立てる。</p> <p>○有識者や支援者等による検討会において整理された今後の困窮者支援のあり方をもとに、次期制度改正の検討を進める。</p>	1,500万円

10	生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等における支援実績の分析研究及び帳票の検証事業	生活困窮者自立支援制度における支援の実績における支援状況等の分析を行い、支援の在り方についてとりまとめるとともに、重層的支援体制整備事業で使用する帳票類の検証を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①生活困窮者自立支援制度における支援実績の把握・分析。 ○生活困窮者自立支援制度における支援状況や支援を進める際の課題等について分析を行う。 ○分析結果を踏まえて、生活困窮者自立支援制度等における支援の在り方等について検討を行う。</p> <p>②帳票の利用方法の検証と開発 (内容) 重層的支援体制整備事業用に作成した帳票の内容等の妥当性を検証し、既存の帳票の形式をベースにしながらからブラッシュアップを図る。 (方法) 支援現場へのヒアリングを通じて、帳票の課題や問題点を明らかにしたうえで、有識者による委員会を設置し、委員会の中で様式の妥当性と改善策を検討する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>①の成果物 分析結果を表す報告書 ①の活用方法 報告書の内容を踏まえて、生活困窮者自立支援制度等における支援の在り方等について検討を行う。</p> <p>②の成果物 改訂版の重層的支援体制整備事業向けの帳票。 ②の活用方法 令和5年度以降の重層的支援体制整備事業で改訂版の帳票として活用する。</p>	1,000万円
11	ひきこもり地域支援センターにおける支援の質の向上及び平準化を目的とした職員の養成手法に関する研究事業	ひきこもり地域支援センター(以下「センター」という。)は、ひきこもりに特化した相談窓口として47都道府県及び20政令指定都市に設置され、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の資格を有する「ひきこもり支援コーディネーター」が中心となって、専門的な相談支援等を実施している。一方で、各センターの支援内容や支援スキルは同質ではなく、その理由の一つとして、体系的な研修カリキュラムが未整備であり、各センターがそれぞれ独自の方法で研修等を実施していることが挙げられる。このため、全てのセンターで統一的に取り組める体系的な研修カリキュラムを整備することにより、各センターの支援内容や職員の支援スキルを平準化し、延いては支援が必要な者に適切な支援を提供できる環境を整備することを目的とする。	<p>1 具体的内容・手法</p> <p>① 各センターにおいて現在実践されている具体的な支援手法や研修の実施状況について、分析すること。 ② ①の分析や「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究)等を踏まえ、センターの職員が習得すべき知識や支援手法、到達すべき習熟度等について分析すること。 ③ ②の分析に当たっては、資格、経験、スキル等が異なる様々な支援者がいることを前提に、医学的観点のみならず、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の福祉専門職による支援の観点、特段の資格を持たない経験の浅い支援者による支援の観点、ひきこもり当事者や家族から見た支援の観点などを取り入れ、多角的に分析すること。 ④ ②③の分析を踏まえ、複数のセンターでの試行実施を経た上で、各センターが活用できる職員研修のカリキュラムや教材を作成すること。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>各センターが活用できる職員研修のカリキュラムや教材を作成すること。 カリキュラムや教材の内容は、医学的観点、福祉的観点、当事者からの観点等から求められる支援手法や支援スキルを習得できるものとする。</p>	1,500万円

12	ピアサポーターによる当事者性を活かしたひきこもり支援に関する調査研究事業	<p>ひきこもり状態にある者からは、ひきこもり当事者や経験者との出会いや対話に安心感があるという声があり、ひきこもり支援においては、当事者・経験者(ピアサポーター)による支援が有効であると考えられる。</p> <p>一方で、ピアサポーターによる支援は、様々な場面で取り入れられているものと考えられるが、その実践例や、ノウハウ、課題等については体系的な調査が行われていない現状がある。</p> <p>このため、モデル自治体を選定した上で、ピアサポーターを活用した支援について、調査、企画、実践及び評価を実施し、他の基礎自治体の取組の参考となる有用なプロセスモデルを構築することを目的とする。</p>	<p>1 具体的内容・手法</p> <p>① ひきこもり支援においてピアサポーターを活用している自治体を5つ程度、ピアサポーターの活用を検討している自治体を3つ程度選定すること。</p> <p>② 既にピアサポーターを活用している自治体については、支援を始めた経緯、実践状況、実績、課題、民間支援団体との連携等について調査を行うこと。</p> <p>③ ピアサポーターの活用を検討している自治体については、関係部局、当該自治体以外の行政機関、民間支援団体、当事者会、家族会等から構成される検討会を立ち上げ、ピアサポーターを活用した相談支援、居場所づくり、講演会の開催、訪問支援等の様々な取組の企画、実践及び評価を実施すること。</p> <p>④ ②の調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインやSNSを活用している事例を複数入れること。</p> <p>⑤ ③で行う支援は、本事業の実施期間で終了するものではなく、本事業の終了後も継続するものにする。</p> <p>⑥ ①～⑤についての報告書を作成した上で、他の自治体の取組の参考となるように、事例集としてまとめること。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>報告書及び事例集の内容は、他の自治体においてピアサポーターを活用するに当たり参考となるよう、PDCAサイクルを念頭に、SNSの活用事例やピアサポーターの役割等を具体的に明記する等、実践に沿ったものとする。</p>	1,000万円
----	--------------------------------------	--	--	---------

(地域共生関係)

13	重層的支援体制整備事業の促進に向けた自治体内の体制整備のためのコンサルティング事業	重層的支援体制整備事業の促進に向けて、包括的な支援体制の整備に取り組むためのコンサルティング事業を実施するとともに、当該事業の結果を踏まえ、体制整備に当たって各自治体が抱える課題等の整理を行う。	<p>1. 具体的内容・手法 重層的支援体制整備事業の体制整備に向けたコンサル事業 (内容) 重層的支援体制整備事業の実施に向けて自治体内の体制整備を促進するため、実施にあたっての課題や疑問点に関して、有識者を派遣し研修会や意見交換会を開催したり、個別の相談会を実施する。 個別のコンサルの中で見えてきた自治体が抱える悩みや課題等について、有識者間で議論し、整理し、参考資料として自治体へ共有する。 (方法) 対面型(訪問型)あるいはオンラインによるコンサルティングを実施。コンサルの結果を踏まえて、有識者間で課題等を整理。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) コンサルティングの実施内容とコンサルティングを通じてみえてきた課題を整理した報告書を作成し、HP等で公表する。 また、報告書の内容を広く周知し、これから重層的支援体制整備事業を実施する予定の自治体、あるいは実施中の自治体が、体制整備に向けた参考資料として活用する。</p>	1,500万円
14	重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業	重層的支援体制整備事業の参加支援事業の具体化を図るため、様々な分野と連携して実施される社会参加に向けた取組をモデル事例として調査分析し、多様なニーズを踏まえた社会資源の開発手法や、参加支援の利用者及び受入先への支援方法などの在り方について研究する。	<p>1. 具体的内容・手法 ① 先行実施自治体における事業実施の調査分析 (内容) 参加支援事業を実施する市町村において、農林水産業、商店、生協、社会福祉法人など様々な分野と連携した取組をモデルとして事例収集するとともに、個別世帯のニーズへの寄り添い・アセスメント手法、当該ニーズと社会資源のマッチング手法、社会資源の開発、利用者及び受入先の事業所への支援方法等について実施状況を把握する。 (方法)実施市町村に対して実地又はオンラインによるヒアリング ② 参加支援事業の実施方法の在り方の研究 (内容) 上記①の調査状況を踏まえて、参加支援事業を実施する上で、個別世帯のニーズと社会資源のマッチング手法、社会資源の開発、利用者及び受入先の事業所への支援方法等の在り方、実施上の留意点や課題等について取りまとめる。 (方法) 有識者等の参加による委員会を開催し、当該委員会において事業実施の手法等の検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) ①の成果物及び活用方法 各自治体における取組を多様な分野と連携している事例集としてまとめる。当該事例集については、広く自治体等に参考配布するとともにHPに掲載し、各自治体で参加支援事業に取り組む際の参考として活用いただく。 ②の成果物及び活用方法 参加支援事業に取り組む際の具体的な手法やそのポイントについて報告書としてまとめ、①の事例集とともに自治体等への配布等を行い、各自治体における事業実施の参考として活用いただく。 また、委員会において事業実施上の課題が整理された場合、事業実施要領等の見直し事項として検討を行う。</p>	1,500万円

15	重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制のさらなる強化に向けた都道府県等との広域の連携体制のあり方に関する調査研究事業	<p>重層的支援体制整備事業を実施する市町村は当該域内で包括的な支援体制の構築を進めることとなるが、若者支援、DV被害、刑余者支援など、都道府県や他の市町村と連携し、市町村圏域を超えた広域による支援体制の必要性について指摘されている。</p> <p>このため、市町村の包括的な支援体制のさらなる強化に向け、市町村と都道府県との支援体制構築に向けた連携の実態を把握するとともに、都道府県の相談支援機能等を活用した広域による支援体制の実践事例を対象にした調査を通じて、市町村と都道府県の効果的な連携体制のあり方について研究することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 都道府県及び重層的支援体制整備事業を実施している市町村を対象に、広域の支援体制構築に向けた連携のニーズや実態について把握すること。</p> <p>② 都道府県の相談支援機能等を活用して、市町村圏域を超えた広域による支援体制を構築している実践事例を対象に、当該支援体制に関する現状と課題等を把握するとともに、広域の支援体制を構築することにより地域住民、民間団体、都道府県・市町村等において得られる効果を整理すること。</p> <p>③ ①、②を踏まえ、重層的支援体制整備事業を実施する市町村による包括的な支援体制のさらなる強化に向けた都道府県との連携体制のあり方や広域での包括的な支援体制を構築するために必要な取組み等について検討すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記1の①～③について整理・検討した結果について報告書としてまとめること。また、報告書は各都道府県・市町村等に配布し、都道府県や重層的支援体制整備事業を実施する市町村等が広域の支援体制を構築するために活用できるものとする。</p>	1,500万円
16	重層的支援体制整備事業による体制整備に向けた市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業	<p>重層的支援体制整備事業の実施により、実施市町村において体制整備が進むことによる支援の充実、地域活動や地域住民の意識の変化等の地域全体を捉えた成果を把握し、事業実施の効果測定する指標、方法を開発すると共に、その効果を高めるための方策について研究する。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①重層的支援体制整備事業の実施自治体における支援体制整備の状況を把握すること</p> <p>②市町村における重層的支援体制整備事業の実施による地域活動や地域住民の意識の変化等の成果を把握すること</p> <p>③上記①②を踏まえた体制整備、地域全体の状況を把握する指標を開発すること</p> <p>④①②の実態把握を効果的に実施し、③の評価指標を実態に即したものとするため、自治体の体制構築や事業実施体制、地域づくりに関する取り組みに関する有識者、自治体職員、支援機関職員等による委員会を設置し、実施内容を検討したうえで各事業を実施すること。</p> <p>⑤上記③の指標作成にあたり、評価に関する事業担当職員等への研修等を含め、事業実施自治体における評価の試行を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記1. ①②③の結果、④における検討の経過について報告書をまとめること。</p> <p>③について、重層的支援体制実施の成果を測定する評価指標を作成することにより、自治体による事業実施の促進、自治体内での事業実施の目標設定をより効果的に行うために活用できる指標を作成すること。</p>	1,000万円



17	<p>地域住民が抱える問題に対応する行政主体の重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業と相談につなげる地域主体のボランティア活動等に関する調査研究</p>	<p>地域住民が抱える問題に対して、住民からの様々な相談を包括的相談支援で対応している自治体の現状を把握するとともにそのメリットとデメリットを把握、また、地域において支援を必要としている人を相談窓口につなげるための活動(見守りやアウトリーチ)や課題解決に向けた継続的効果的なボランティア活動等について調査研究を行う。</p>	<p>1 具体的内容・手法  (1)重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を実施している自治体及び住民に対するヒアリング又はアンケート  (2)住民主体の相談に関するアウトリーチや課題解決に向けたボランティア活動等の取り組みについて事例収集  (3)地域住民に主体となって参画してもらうための効果的な意識改革(気づき)の取り組みについて事例収集  (4)(1)～(3)について状況に応じて視察やヒアリング等を実施  (5)(1)～(4)を踏まえ調査研究を行い報告書を作成</p> <p>2 成果物・活用方法(事業の普及啓発・横転換の推進を図る)  (1)報告書は地域において横展開を図るうえで参考になるものとし、事業報告会(フォーラム)を開催すること。  (2)厚生局を通じた普及啓発</p>	1,500万円
----	---	--	---	---------

(成年後見制度利用促進関係)

<p>18</p>	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業</p>	<p>2025年には団塊の世代が後期高齢者になるなど、今後権利擁護支援を必要とする方々が大きく増加することが見込まれる。これに対応するため、各市町村は、円滑に弁護士等の法律専門職等と連携して対応できる連携ネットワークを強化していく必要があるが、法律専門職等がないなど、社会資源が希少な市町村もあり、都道府県によるバックアップ体制が欠かせない。(成年後見制度利用促進専門家会議で指摘されている内容)</p> <p>一方で、権利擁護支援に関する連携ネットワークのバックアップに関するノウハウを有しない都道府県もあるため、都道府県の取組を調査・整理・体系化して都道府県向け研修プログラムを作成し、全国に権利擁護支援の地域連携ネットワークを広げていく基盤とすることを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容、手法</p> <p>① 市町村、中核機関から成年後見制度利用促進、権利擁護支援についての相談を受けている関係機関に、相談内容についてのアンケート調査、ヒアリング調査を実施する。(想定される窓口:任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業で委託している相談窓口、成年後見制度利用促進体制整備で整備されている都道府県相談窓口、専門職団体の相談窓口、法テラスの相談窓口等)</p> <p>② ①の調査結果について、有識者(専門職、自治体職員、中核機関職員、学識経験者等)で組織された委員会において分析し、研修プログラム案を作成する。必要に応じて委員以外の有識者に研修プログラム作成を依頼する。</p> <p>作成するプログラム:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県担当職員研修(主に都道府県担当職員対象)</li> <li>○権利擁護支援の総合的アドバイザー養成研修(主に専門職対象)</li> <li>○体制整備アドバイザー養成研修(主に都道府県社協等の職員対象)</li> </ul> <p>③ ②で作成した研修を、一部地域において実施し、研修受講アンケート調査によって受講生の到達度評価、プログラムの効果評価を行う。</p> <p>④ ③の結果を受けて、さらに研修内容を見直し、完成させる。</p> <p>2. 成果物及び活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 報告書</li> <li>② 都道府県担当職員研修のシラバス、研修教材</li> <li>③ 権利擁護支援の総合アドバイザー養成研修のシラバス、研修教材</li> <li>④ 体制整備アドバイザー養成研修のシラバス、研修教材</li> </ul> <p>①を各都道府県、都道府県社協、専門職団体の都道府県支部に郵送する。 今後の都道府県によるバックアップ体制の構築を推進するにあたり、②～④を活用する。</p>	<p>1,400万円</p>
-----------	---	---	---	----------------

(福祉・介護人材関係)

No.	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額
19	科学的介護情報システム(LIFE)を活用した介護過程実践に関する調査研究事業	<p>介護実践において、自立支援・重度化防止の推進が求められる中、質の評価やデータ活用を行いながら、介護過程の展開(個別介護計画等を活用したPDCAサイクル)をはかることは極めて重要である。</p> <p>本事業を通じて、介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 介護現場において、LIFEを導入・検討している事業所の協力を得て、 ① LIFEの活用等による個別計画等の作成及び実施 にかかわる介護過程の取り組み事例(個別介護計画等)を収集し、 ② 事例に応じた介護過程(個別介護計画等を活用したPDCAサイクル)の効果検証及び有効な手法についての検討を行う。</p> <p>2. 成果物及び活用方法 介護事業所等において、LIFEを活用した介護過程の推進を図るための手引き等を作成すること。 なお、手引き等については、事業所団体や職能団体等が実施する研修において活用できるものとする。</p>	1,000万円
20	介護福祉士養成教育における感染症に関する教育の手引きの作成	<p>介護福祉士養成教育における教育内容については、学校指定規則の教育に含むべき事項によって示されているが、その具体的な内容については、各養成校に委ねられている。</p> <p>このため、介護福祉士養成教育において求められる感染症に関する標準的な教育内容を検討するとともに手引きを作成し、介護福祉士養成教育における感染症に関する教育の質の更なる向上に資することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法 ① 現在、介護福祉士養成課程において行われている感染症(新型コロナウイルスを含む)を対象とした授業内容(講義・演習)の整理・分析を行うこと。 ② 実習のガイドラインや手引き等でどのような感染症対応に関する指導が行われているかの整理・分析を行うこと。 ③ ①と②を踏まえ、介護福祉士養成教育に求められる感染症に関する標準的な教育内容(新型コロナウイルスを含む)について検討すること。 ④ 介護福祉士養成教育における感染症に関する教材の作成を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映) 介護福祉士養成課程における標準的な感染症の手引きや教材の作成、その他、上記に関する内容について報告書としてまとめること。 なお、上記手引きや教材については、介護福祉士養成教育、及び実習受入施設等において活用できるものとする。</p>	1,000万円

21	地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向けては、複雑化・複合化した課題を持つ個人や世帯、及び、地域への支援を、それぞれの特性に応じて包括的に行うことができる社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の活躍が期待されている。</p> <p>そのため、各地域における社会福祉士の実践能力を育成・強化するために、適切な研修やスーパービジョンを実施することのできる人材を養成することを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を育成するための研修等を各地域で行う際に必要とされる人材の養成。</p> <p>②地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク・スーパービジョンが実施できるよう、スーパーバイザーのフォローアップを行える人材の養成。</p> <p>③①②において必要とされる手引き等の作成。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、作成した手引き等を、研修を実施することが見込まれる機関や関係者等に配布すること。</p>	500万円
22	感染症の拡大や災害発生時における、持続的な社会福祉士養成教育の在り方に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉士養成教育においては、インターネット等ICTを活用した授業が行われているが、その具体的な実施方法は各養成校に委ねられており、教育効果の検証や、実施上の留意点等に関する知見は十分に蓄積されていない。</p> <p>そのため、ICTの活用を含め、感染症の拡大や災害発生時においても、養成校等の規模等によらず幅広く実施が可能な養成教育の在り方に関する調査研究を行うことを目的とする。</p>	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 感染症の拡大や災害発生時においても継続可能な養成教育の行い方に関する検討。</p> <p>② 社会福祉士養成教育におけるICTの効果的な活用方法及び留意点に関する調査研究。</p> <p>③ ②の実施に当たっては、養成校、実習施設、学生の全般的な現状と意向を踏まえ、対面による教育方法と同等以上の教育効果を担保できるよう配慮すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめ、社会福祉士養成教育の関係者等が広く成果を活用できるよう関係機関に配布すること。</p>	500万円

## (社会福祉施設・社会福祉法人関係)

No.	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額
23	社会福祉施設職員等退職手当共済制度の安定運営に関する調査研究事業	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、昭和36年の創設以降、社会福祉施設等に従事する人材の確保、福祉サービスの安定的な供給等に寄与してきた。</p> <p>我が国は、少子高齢化の一層の進行などにより人口減少社会が進行しており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の安定的な運営を引き続き確保することが課題である。</p> <p>本調査研究事業は、こうした現状を踏まえ、現時点で把握できる将来の試算等を行うことで本制度を安定的に運営する方策を検討する。</p>	<p>(1)具体的内容・手法</p> <p>保険数理分野、福祉分野の有識者により構成される検討会を立ち上げ、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の実施主体である福祉医療機構の保有するデータも含めて試算すべきデータを検討し、本事業の安定的な運営を確保する観点から、試算結果について評価・分析を行う。</p> <p>(検討内容)</p> <p>①制度の安定的な運営のために必要な試算を行うとともに、安定的な運営を行うために必要な方策について、その影響を評価する。</p> <p>②他の共済制度における将来試算等、本調査研究において活用できるものがあれば、参照し比較検討する。</p> <p>(2)成果物及び活用方法</p> <p>成果物である報告書は、上記(1)の検討結果を取りまとめることとし、本制度の安定運営について検討する際の基礎的資料として活用する。</p>	1,500万円

(矯正施設退所者支援関係)

No.	①課題名	②課題の趣旨目的	③想定される事業内容(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)	④上限額
24	犯罪をした障害者・高齢者等に対する地域生活支援の強化と効率化に関する調査研究事業	犯罪をした障害者・高齢者等に対する地域生活においては、多機関による伴走的な支援体制が不可欠であることから、地域生活定着支援センターによるフォローアップ業務の実態を調査し、支援ニーズを踏まえた効果的且つ効率的な地域支援の在り方を分析・研究を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 地域生活定着支援センターが実施してきたフォローアップ業務の実態把握を行い、生きづらさを抱え犯罪をした障害者・高齢者の地域生活を支える上で必要不可欠な要素(視点・資源等)や、効果的かつ効率的なフォローアップ業務の在り方を分析する。</p> <p>② ①の過程において、伴走的な支援体制を実現するための多機関連携や官民協働による好事例や手法を収集し、整理・分析を行う。</p> <p>③ また、②によって収集した好事例等は、研修会の実施等、全国に普及するために取組を行うこと。</p> <p>④ 業務効率化につなげるための具体的な支援ツールの検証を行う。</p> <p>⑤ 被疑者・被告人段階における効果的な支援業務の在り方についても検討を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を具体的に報告書として取りまとめること。 なお報告書については、分析結果だけではなく、収集した好事例を多く盛り込むなどして実際の支援現場でも活用できるような内容とすること。</p>	1,000万円
25	矯正施設を退所した女性の知的障害者等の支援における福祉・医療連携に関する調査研究事業	これまでの調査により、女性の矯正施設退所者は、トラウマティックな内容を含む困難な事象の複合的な経験により精神科医療や心理的ケアのニーズが高く、地域生活支援では、「医療」と「福祉」の連携の必要性が明らかとなっている。そこで、地域における「医療」と「福祉」の連携の在り方のモデルを示すことを目的として、精神科医療や心理的ケアのニーズが高い矯正施設退所者への支援の実例について調査・研究を行う。	<p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①精神科医療や心理的ケアのニーズが高い矯正施設退所者の支援で、先駆的な取組を行っている地域等を対象に、ヒアリング調査で好事例を収集する。</p> <p>②連携先となる医療機関にヒアリング調査を行い、連携構築に関する課題を抽出する。</p> <p>③上記の中間結果や他の知見も踏まえたより実務的な内容と知的障害者等に関するテキストを活用した基礎的な内容から成る専門研修を開催すること</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の成果を具体的に報告書として取りまとめること。 なお、成果物については、地域生活における効果的な支援の在り方や方策を研究する上での基礎的なデータ・資料となるものとする。 専門研修の開催に当たっては、支援者である福祉関係者等の参考となるものとする。</p>	300万円

※ 別に定める社会福祉推進事業実施要領の別紙1「個別課題一覧」のうちNO.26「その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業」は公募しない。